

# 平成19年度監察結果について

## 《監察事項》

- I 官紀の保持の強化について
- II 職員研修体系の整備・改善・充実について
- III 入札談合情報に関する取組状況について

## 《対象機関》

### （官紀の保持の強化）

地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部及び運輸部）

### （研修体系の整備・改善）

国土交通大学校、国土交通政策研究所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部及び運輸部）

### （入札談合情報に関する取組）

地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）

# I 官紀の保持の強化のための取組みの状況(1/2)

## 《監察の内容》

(入札談合防止対策に係る事項)

○国土交通省におけるコンプライアンスの徹底に関する取組状況

- 職員の意識改革
- 職員からの通報制度の整備
- 外部からの不当な働きかけの防止 等

○競争性・透明性等の向上のための入札契約方式の改善に関する取組状況

- 多様な発注方式の採用
- 一般競争方式の拡大

○ペナルティの強化に関する取組状況

○再就職の見直しに関する取組状況

## 《提示意見等》

◆各地方整備局においては、平成19年6月に示された入札談合防止対策に係る改善措置を受け、順次その取組みを進めているところであるが、引き続きその取組を推進するとともに、各局間の情報交換や取組みによる効果の検証を行い、必要に応じ改善を行いつつ入札談合防止対策の一層の推進に努めること。

北海道開発局及び地方運輸局においては、地方整備局におけるこれらの取組みを参考に、各局間の情報交換等を行い入札談合防止対策の推進に努めること。また、内閣府沖縄総合事務局においても、上記の取組みを参考に、その分掌する地方整備局又は地方運輸局所掌事務に係る入札談合防止対策の推進に努めること。

\* 国土交通省におけるコンプライアンスの徹底に関し、各地方整備局は業務内容や職責に対応したきめ細かい研修・講習を実施するとともに、職員からの通報制度等について「発注者綱紀保持規程」の充実を図っていた。北海道開発局、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局においても、地方整備局に準じた取組みがなされていた。

\* 競争性・透明性等の向上のための入札契約方式の改善に関し、各地方整備局等は、水門設備工事、橋梁上部工事等において、詳細設計付き施工発注方式など多様な発注方式の導入を図るとともに、一般競争方式の拡大及び総合評価方式の拡充に努めていた。

# I 官紀の保持の強化のための取組みの状況(2/2)

## 《監察の内容》

(入札談合防止対策以外の事項)

○公益通報体制の整備に関する取組状況

○地方整備局等における建設業法令遵守の推進体制の整備に関する取組状況

○地方運輸局等における海上運送事業関係法令遵守の推進体制の整備に関する取組状況

## 《提示意見等》

◆地方支分部局においては、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、公益通報を国土交通省公益通報窓口へ遅滞なく伝達できるよう引き続き適切な対応に努めること。

\* 各地方整備局等は、「建設業法令遵守推進本部」を設置し、(ア)建設業者の法令違反情報等の収集、(イ)報告徴収及び立ち入り検査の実施、(ウ)関係機関との連絡調整を実施していた。

\* 各地方運輸局等においては、運輸安全マネジメント制度に係る事業者・団体説明会を適宜開催し、事業者に対する制度の周知・指導がおおむね着実に実施されている状況が確認できた。

\* 各地方運輸局等においては、年末年始、夏期等の多客期における輸送等の安全の確保のために各事業者が行う自主点検の状況について報告徴収を行い、指導を行っていた。また、現地確認の実施による点検状況の把握も行っていた。

# 【官紀の保持の強化のための取組みの推奨事例】

## ○九州地方整備局の取組み

有資格業者に対し九州地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを紹介し、理解と協力を求めるとともに、「事業者等からの不当な働きかけがあった場合、これを記録し公表する」ことになった旨を注意喚起している。

**ストップ 不当な働きかけ!**

以下の発言は、不当な働きかけに該当します。

- ×××建設と○○○工事を随意契約で契約しろ。
- ○○○工事の設計金額を教えろ。(入札前に)
- 発注予定工事を教えろ。(公表前に)
- 他の入札参加業者を教えろ。
- 他の入札参加業者の技術資料を見せろ。
- 当社の評価値を高くしろ。(総合評価落札方式採用の工事で)

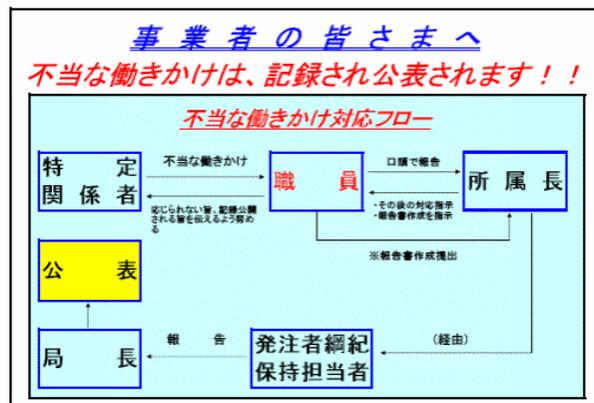
九州地方整備局発注者綱紀保持規程(平成19年10月1日施行)第15条の規定に基づき、不当な働きかけについては、記録・公表されます。

九州地方整備局

## ○福山河川国道事務所の取組み

当該事務所に勤務する職員のコンプライアンスに対する意識を高め、不祥事を未然に防ぐため、「福山河川国道事務所コンプライアンス委員会」を平成19年4月に設置し、コンプライアンスに関する疑義等の相談・通報窓口を設ける(※)など、積極的な活動を行っている。

(※)下の写真は、窓口の一つとして庁内に設置されている施錠された「質問?・意見!・何でも!!箱」



↑  
← 注意喚起のためのポスター

## Ⅱ 職員研修体系の整備・改善・充実について

### 《監察の内容》

適切な人材育成を着実に実施するための国土交通大学校、地方支分部局における研修の実施状況等を調査

- 研修の基本的考え方及び研修計画等の作成
- 時代の変化に即応した研修の実施状況
- 職員の幅広い参加が得られるための方策等
- 技術や社会の状況を踏まえた適切な研修手法の導入
- 研修の効果的利用
- 研修の現状に関する認識等

### 《提示意見等》

- ◆ 国土交通大学校は、現在作業が進められている中長期的な研修の基本方針の策定を速やかに行うとともに、新たな基本方針に基づいて研修計画書を作成すること。
- ◆ 地方整備局等は、長期の研修派遣が困難となってきた現状に鑑み、これに対応する措置を検討すること。
- ◆ 国土交通大学校及び地方整備局等は、IT技術を活用し、職員用ホームページやDVD等による資料提供など研修施設で行う研修以外の方法のさらなる活用を図ること。
- ◆ 国土交通大学校は、LL教室について、用途変更することも含め、有効活用を図ること。
- ◆ 国土交通大学校及び地方整備局等においては、研修内容・成果の職員間の共有を図るための体系的な取り扱いについて検討を進めること。

\* 地方運輸局等においては、国土交通大学校等の研修機関が実施する研修を受講するほか、局内で‘研修’又は‘会議’による人材育成に努めていた。

# 【研修に関する取組みの推奨事例(1)】

○「人材育成基本方針」の作成  
(関東地方整備局)

人材育成基本方針

平成17年 3月

国土交通省関東地方整備局

人材育成の基本的考え方を示すものとして関東地方整備局で独自に作成。監察した利根上及び関東技術では、この方針に従って「人材育成行動計画」を作成し、これを踏まえて講習会や訓練を実施。

○オープン講義(近畿地方整備局)

## オープン講義実施結果報告

企画部 技術調査課 教習係

平成17年度より、管内研修のカリキュラムの中から、研修生以外の職員にも広く知識習得して頂く場として、オープン講義を開催しています。

### 防災危機管理研修

実施日:平成18年6月7日

場 所:近畿技術事務所 講堂

- 講義名 「東南海・南海地震が起れば」
- 講 師 河田 恵昭 教授  
京都大学防災研究所 所長
- 受講者 80名
- 時 間 9時～12時(3時間)

#### 講義要旨

- ・スマトラ沖地震の教訓
- ・東海・東南海・南海地震の概要
- ・大阪で懸念される津波氾濫
- ・災害の危機管理の基本 等



- 講義名 「災害と危機管理」
- 講 師 林 春男 教授  
京都大学防災研究所  
巨大災害研究センター長
- 受講者 73名
- 時 間 13時～15時半(2時間半)

#### 講義要旨

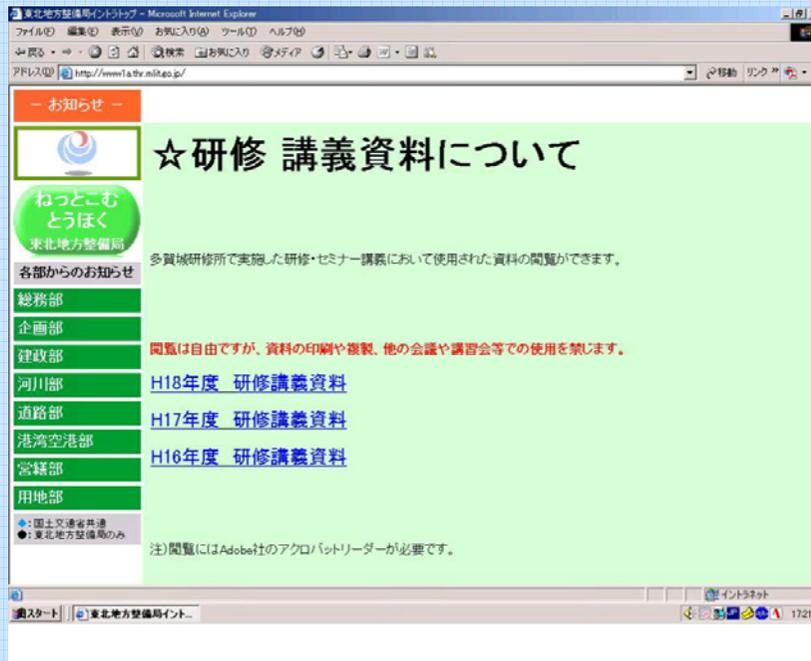
- ・危機管理とは何か
- ・危機管理の方法
- ・災害リスクと付き合う方法 等



近畿地方整備局では、管内研修のうち一部の講義について、研修生以外の職員も聴講できることとする「オープン講義」を開催。

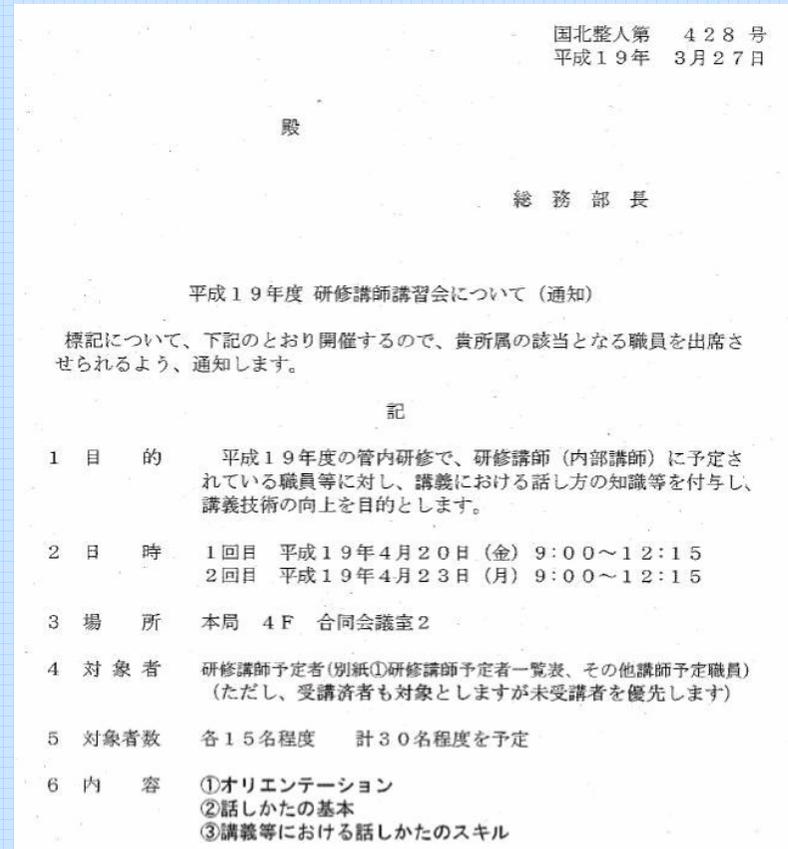
## 【研修に関する取組みの推奨事例(2)】

### ○職員用ホームページへの講義資料掲載事例(東北地方整備局)



東北地方整備局では、技術事務所で実施された研修及びセミナーのほとんどについて講義資料を職員用ホームページに掲載。

### ○研修講師養成講習会(北陸地方整備局)



北陸地方整備局では、研修講師に予定されている職員を対象に、講義技術の向上を図るため、外部講師を招き、「研修講師講習会」として年度当初に半日の講習会を実施。

### Ⅲ 入札談合情報に関する取組状況について

#### 《監察の内容》

地方整備局等(地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局(開発建設部))における建設工事の入札契約に係る入札談合防止のための談合情報への対応状況について調査

- 公正入札調査委員会の設置等の状況
- 談合情報対応マニュアルの職員への周知状況
- 公正入札調査委員会における入札談合に関する情報の処理状況

#### 《監察の結果》

- ◆ 地方整備局等においては、それぞれ公正入札調査委員会を設置し、随時開催。入札談合情報に対応。
- ◆ 談合情報対応マニュアルについては、各所属長に対し文書により通知するほか契約例規や職員用ホームページへの掲載等により職員に周知。
- ◆ 平成15年度から平成18年度までに開催した公正入札調査委員会の開催回数は年間400回前後。
- ◆ 地方整備局等においては、入札談合に関する情報について公正入札調査委員会が談合情報対応マニュアルに沿って適切に処理していることを確認。  
なお、談合の疑いを払拭できないものについては、状況により、「入札の執行を取り止め」、その旨公正取引委員会へ報告等実施。この公正取引委員会への報告等は、適切な取組と考えられるが、この場合における「入札執行の取り止め」又は「入札執行」の判断にあたっては、引き続き公正入札調査委員会での十分な審議を踏まえて行うよう努めることが望ましいと思料。